

# 東柏ケ谷小学校 P T A 規約

## 第 1 章 名 称

第 1 条 この会は東柏ケ谷小学校 PTA という。

第 2 条 この会の事務局は東柏ケ谷小学校におく。

## 第 2 章 目的及び活動

第 3 条 この会は保護者と教職員が協力して、家庭と学校と社会における児童の幸福と青少年の健全な成長を図ることを目的とする。

第 4 条 この会は前条の目的を遂げるために次の活動をする。

- (1) 家庭と学校との緊密な連携によって、児童・青少年の生活を支援し育成に努める。
- (2) 児童の生活環境を良くする。
- (3) 国際理解に努める。

## 第 3 章 方 針

第 5 条 この会は教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。

- (1) 児童・青少年の教育並びに福祉のために活動するほかの団体及び機関と協力する。
- (2) 特定の政党や宗教に片寄ることなく、この会又はこの会の役員名で公私の選挙活動は行わない。
- (3) もっぱら営利を目的とする行為は行わない。
- (4) この会は学校の人事等には干渉しない。

## 第 4 章 会 員

第 6 条 この会の会員となることのできるものは次のとおりである。

- (1) 東柏ケ谷小学校に在籍する児童の保護者。
- (2) 東柏ケ谷小学校の教職員。

第 7 条 この会の会員は附則により会費を納める者とする。

第 8 条 会員はすべて平等の権利と義務を有する。

第 9 条 この会の会員は海老名市 PTA 連絡協議会、神奈川県 PTA 協議会、日本 PTA 全国協議会に所属する。

## 第 5 章 経 理

第 10 条 この会の活動に要する経費は会費、寄附金及びその他の収入によって維持される。

第 11 条 この会の経理は総会において議決された予算に基づいて行われる。

第 12 条 この会の決算は会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。

第 13 条 この会の会計年度は毎年 4 月 1 日から始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

## 第6章 役員

第14条 この会の役員は次のとおりである。

- ・会長1名、副会長2名、書記若干名、会計若干名、ただし、書記・会計各1名は教職員をもって当たる。
- ・役員は会計監査委員を兼ねることはできない。  
ただし、特別な事情がある場合は、この限りではない。

第15条 役員は総会において選挙によるかまたは指名委員会が選考した候補者につき承認を求めて決定する。

第16条 役員の任期は1年とする。ただし、同じ役員の職については1回に限り再任は妨げない。役員は引き続いて他の役員に選出されることができる。ただし、役員の職にあることが通算して4年を越えてはならない。  
ただし、特別な事情がある場合は、この限りではない。

第17条 役員の職務は次のとおりである。

- (1) 会長はこの会を総括するため次の権限を行使する。
  - ・総会、全員委員会、役員会、運営委員会を招集し、議長を委嘱する。
  - ・各常置委員会、学級委員会、指名委員会を承認する。
  - ・各委員会の構成に当たり委嘱を行う。
  - ・会長は会計監査委員会、指名委員会を除くすべての委員会に出席し指導助言を与えることができる。ただし、指名委員会の委員長がその必要を認めた場合で、会長に意見及び助言を求めたときはこの限りではない。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職を代行する。
- (3) 書記は総会、運営委員会、全員委員会、常置委員会、学級委員会の議事及び重要事項を記録し、会長の指示によりこの会の庶務を行う。また、必要に応じて運営内容を会員に速報する。
- (4) 会計は一切の会計事務を処理し、総会において報告する。

## 第7章 会計監査委員会

第18条 この会の経理を監査するために2名の監査委員を置き任期は1年とする。

第19条 会計監査委員は総会において選挙によるか又は指名委員会が選考した候補者につき承認を求め決定する。

第20条 会計監査委員は必要に応じ臨時会計監査を行うことができる。

## 第8章 役員会計監査委員候補者指名委員会

第21条 役員及び会計監査委員の候補者を指名するときは、役員、会計監査委員候補者指名委員会を置く。(以下「指名委員会」という)

第22条 指名委員会の委員の数と選出の方法は附則で定める。

第23条 指名委員会の委員はその任務を終了したときに終わる。

## 第9章 総会

第24条 総会は全会員をもって構成され、この会の最高決議機関である。

第25条 総会は定期総会及び臨時総会とする。定期総会は4月に開催する。臨時総会は運営委員会が必要と認めたとき、また会員の5分の1以上の要求があったときに開催する。

第26条 総会は会員の現在数の5分の1以上の出席がなければ議事を開き議決することができない。ただし、委任状も含むものとする。総会の議事は出席者の過半数で決する。

## 第10章 委員

第27条 全員委員会の構成は学年（学級）単位で選出された委員及び学校の委員よりなり、学校との連携を密にして活動の推進を図る。ただし、選出に当たっては地区の実態を考慮する。

第28条 各委員会は（第11章～14章）、細則、附則により構成される。

## 第11章 運営委員会

第29条 運営委員会は細則により構成する。

第30条 運営委員会の任務は次のとおりである。

- (1) この会の運営に関する事務を処理し、総会及び全員委員会に提出する議案の調整並びに日程の立案に当たる。
- (2) 各常置委員会、学級委員会の計画事項を総合調整し、年間計画を立て全員委員会に提出する。

第31条 運営委員会は構成員の3分の2以上の出席がなければ議事を開き議決することができない。議事は出席者の過半数で決する。

## 第12章 全員委員会

第32条 総会に提出すべき議事につき緊急を要する場合は、全員委員会をもって総会に代えることができる。ただし、全員委員会は議事を次期総会に報告し承認を求めなければならない。

第33条 全員委員会は構成人数の3分の2以上出席しなければ議事を開き議決することができない。ただし、委任状を含むものとする。議事は出席者の過半数で決する。

## 第13章 (削除)

## 第14章 学級委員

第34条 学級委員は、この会と学級との連絡に当たる。

## 第15章 改正

第35条 この規約の改正は運営委員会が必要を認めたとき、または全員の5分の1以上の要求があったときに総会に提案し承認を得るものとする。

## 第16章 細 則

第36条 この会の運営に関する必要な細則は運営委員会で立案し全員委員会の同意を得て定めるが次期総会に報告しなければならない。

附則

本規約は昭和52年12月17日より施行する。

# 細 則

## 第1章 総 会

第1条 議事の内容は次のとおりとする。

- |          |          |               |           |
|----------|----------|---------------|-----------|
| (1) 事業報告 | (2) 決算報告 | (3) 会計監査報告    | (4) 決算の承認 |
| (5) 規約改正 | (6) 役員選出 | (7) 活動計画と予算編成 | (8) その他   |

## 第2章 全員委員会

第2条 全員委員会は運営委員、常置委員、学級委員をもって構成し、規約第32条にかかる業務のほか、本会の全体にわたる円滑な業務の調整を図るものとする。

## 第3章 運営委員会

第3条 運営委員会は役員、常置委員長、学級委員長、校長（教頭）をもって構成し、会の目的達成に努めるものとする。

## 第4章 常置委員会

第4条 この委員会の業務は次のとおりとする。

(1) ふれあい・成人・保健委員会

会員相互及び地域諸団体、学校との密なる連携を図るとともに、会員の資質向上を図るための企画執行に当たる。

(2) 広報委員会

会員に対し意見の交換や情報の伝達に努め、定期的に又は速報的に会報を発行する。

(3) 校外指導委員会

地域諸団体との連携を密にし、学区内の安全対策と会員の意識の高揚をはかり、あわせて健全なる校外生活の育成と指導に当たる。

## 第5章 学級委員会

第5条 学年又は学級に関する常置委員会の活動以外の事項につき、学校と緊密なる連絡のもとに、児童の幸福な成長を図るため、学年及び学級委員を置くことができる。

第6条 学級委員は、学級の会員を代表し、この会と学級との意見の交換や情報の提供に当たる。

## 第6章 表彰及び慶弔

第7条 本会に特に顕著なる功労ありと運営委員会が認める場合には、これを表彰する。

第8条 会員はこの会に関係あるものの慶弔に際しては、その意を表することができる。

#### 附則

本細則は昭和52年12月17日より施行する。

## 附 則

### 第1章 会 費

第1条 会費は、月額一世帯300円とする。

### 第2章 会計監査委員

第2条 会計監査委員は地区を考慮して2名をもって構成する。

### 第3章 指名委員

第3条 指名委員は現在5年生以下のお子さん（未就学児を含む）がいない、6年生の保護者の中で、本校にてPTA本部役員未経験者の方および、過去6年間（1年生から6年生）PTA委員を経験していない方より5名選出。なお、上記対象者が5名満たない年度は以下の免除対象者を除いた保護者より5名選出し、教職員会員1名を選出して委員長を互選する。なお、会長の委託を受けて、その任に当たる。

#### 【指名委員免除対象者】

- 5年生以下の児童（未就学児を含む）がいる方
- 外国籍の方
- 当該年度のPTA役員（6年生役員）
- 本部経験者（但し、任期後8年間に限る）
- 各委員会委員長経験者（但し、任期後8年間に限る）

#### 【指名委員選出の優先順位】

免除対象者を除いた6年生の保護者が対象となる。対象者の中から①→②→③の順で5名選出。

- ① PTA本部役員及びPTA役員未経験者
- ② 過去6年（1年から6年生の間）以上前にPTA役員をされた方
- ③ 当年の委員を除いた保護者全員（6年生の役員以外）

### 第4章 役員・委員

第4条 本会の役員・委員の構成は次のとおり。

(1) 役員は規約第14条によるも校長と教頭を含む。なお、役員を2期以上連続で務めた場合、任期終了後8年間は規約第7章第18条に定める役員を除く役員、常置委員、学級委員及び指名委員の免除対象とする。

(2) 運営委員は役員、常置委員長、学級委員長をもって構成する。

(3) 常置委員・学級委員

1. 学年委員として各学級 1 名の学級委員と、常置委員 3 名を選出する。校外指導委員 6 名だけは地区を考慮するが、ほかの役員は地区にこだわらず、教職員を加えて構成する。
  2. 常置委員会及び学級委員会は各学年（学級）より選出された中から、学級委員会へ各学級 1 名、残りの委員が常置委員会へ当たる。各委員会の所属については会長が委嘱する。
  3. ふれあい・成人・保健委員会、広報委員会、校外指導委員会の各委員会へは、それぞれ若干名を当てる。
  4. 各委員長、副委員長を互選する。
  5. 役員が転居及び長期療養等で欠員になった場合、その委員会で欠員された同学年の新役員を選出する。
- (4) 全員委員は役員・常置委員・学級委員で構成する。
- (5) 会計監査委員は第 2 条による。
- (6) 指名委員は第 3 条による。
- (7) 特別委員会図書ボランティア
1. 会員と地域の教育ボランティアにより構成する。児童の心の健全なる成長の一助となる目的をもって、教職員と連携し、本の読み聞かせ等を行う。
  2. 活動に関わる費用を PTA 予算から執行する。
  3. その活動報告書は、総会にて報告する。

## 第 5 章 慶 弔

第 5 条 規約第 6 条に定める会員及び東柏ヶ谷小学校に在籍する児童の慶弔に際し、次の祝金・見舞金等を支出する。

ただし、下記のうち (1)、(3)、(4)、(6) は教職員を対象とする。

- |                        |           |             |
|------------------------|-----------|-------------|
| (1) 結婚祝金               | (2) 弔慰金   | (3) 転退職せん別金 |
| (4) 療養見舞金 (2 週間を超えた場合) | (5) 災害見舞金 |             |
| (6) 出産祝金               | (7) その他   |             |

第 6 条 弔慰金は会員、児童が死亡したときはおくり、その金額は次のとおり。

- (1) 会員 5,000 円 (2) 児童 5,000 円

第 7 条 転退職せん別金は (教職員) 在籍 1 年以上を該当者とする。

第 8 条 第 5 条の金額については一律 5,000 円とする。

第 9 条 災害見舞金は会員が災害を受けたときにおくる。ただし、災害の有無並びに扱いについては、その都度役員会の承認により支出する。

第 10 条 その他特に必要を認めた場合は、役員会の承認により支出することができる。

本附則は昭和 52 年 12 月 17 日より施行する。

- ・ 本規約第 13 章 35 条、細則第 3 章第 3 条、第 4 章第 4 条・附則第 1 章第 1 条、第 4 章第 4 条は昭和 55 年 5 月 25 日に一部改正。
- ・ 本規約第 6 章第 17 条、第 10 章第 27 条、細則第 3 章第 3 条、附則第 4 章第 4 条は昭和 59 年 4 月 18 日に一部改正。

- ・ 本規約第 6 章第 17 条、第 10 章第 28 条、第 11 章第 30 条、第 13 章第 35 条、第 14 章第 36 条、細則第 1 章第 1 条、第 2 章第 2 条、第 3 章第 3 条、第 4 章第 4 条第 5 章第 5 条、第 6 条、附則第 4 章第 4 条は昭和 63 年 4 月 18 日に一部改正。
- ・ 本規約、附則第 1 章第 1 条、第 4 章第 4 条、第 5 章第 7、8、9、10 条は平成 4 年 4 月 17 日に一部改正。
- ・ 本規約、附則第 3 章第 3 条、第 4 章第 4 条は平成 6 年 10 月 21 日に一部改正。
- ・ 本規約、附則第 3 章第 3 条は平成 11 年 4 月 21 日に一部改正。
- ・ 本規約、附則第 4 章第 4 条は平成 14 年 4 月 19 日に一部改正。
- ・ 本規約、附則第 4 章第 4 条、第 5 章第 5 条、第 8 条は平成 15 年 4 月 22 日に一部改正。
- ・ 本規約、附則第 3 章第 3 条、第 4 章第 4 条は平成 17 年 4 月 20 日に一部改正。
- ・ 本規約、附則第 1 章第 1 条は平成 19 年 4 月 18 日に一部改正。
- ・ 本規約、細則、附則を平成 21 年 4 月 20 日に一部改正。
- ・ 本規約、細則第 4 章第 4 条、附則第 4 章第 4 条は、平成 22 年 4 月 23 日に一部改正。
- ・ 本規約、附則第 3 章第 3 条は平成 23 年 4 月 22 日に一部改正。
- ・ 本規約、附則第 4 章第 4 条は平成 25 年 11 月 11 日に一部改正。
- ・ 本規約、附則第 3 章第 3 条は平成 26 年 5 月 16 日に一部改正。
- ・ 本規約第 6 章第 14 条、第 16 条は平成 28 年 9 月 8 日に一部改正。
- ・ 本規約第 6 章第 14、16 条、細則第 4 章第 4 条、附則第 4 章第 4 条は令和 4 年 4 月 22 日に一部改正。